

危険ブロック塀を除却する場合の補助制度について

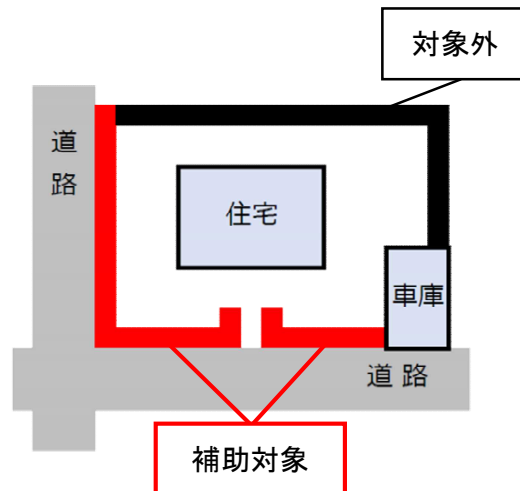
宝達志水町では、通行人の安全と災害時の緊急車両の通行を確保するため、倒壊の危険性のあるブロック塀（危険ブロック塀）を除却する場合にその経費の一部を補助します。

（※補助を受ける場合は事前に申請が必要です。）

1 補助対象となる危険ブロック塀

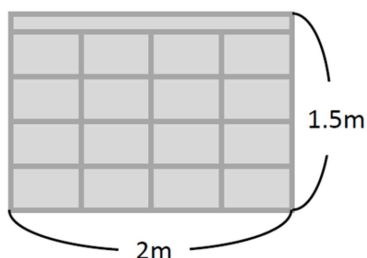
（次のすべてを満たすもの）

- ①コンクリートブロック造りの塀及び門柱で道路に面しているもの
- ②建築基準法の基準を満たしていないもの
（下記のチェック項目で不適合があるもの）



2 補助額

1㎡あたり 4,000円（限度額 10万円）



【面積計算の例】

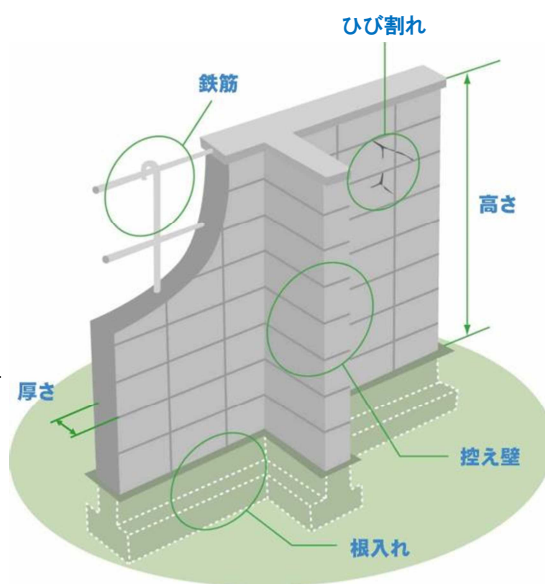
面積は「底辺×高さ」で計算します。
左の例では $2\text{m} \times 1.5\text{m} = 3\text{m}^2$ となります。

今すぐブロック塀の点検を行いましょう！

ブロック塀について、以下のチェック項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険ブロック塀となります。

（1～5は外観の目視で点検を行い、6～7は専門家に相談してください。）

- 1. 塀の高さは 2.2m 以下か？
- 2. 塀の厚さは 10cm 以上か？
（塀の高さが 2m 超の場合は 15cm 以上か）
- 3. 控え壁があるか？（塀の高さが 1.2m 超の場合）
（塀の長さ 3.4m 以下ごとに、塀の高さの 1/5 以上突出した控え壁があるか）
- 4. コンクリートの基礎があるか？
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか？
- 6. 塀に鉄筋は入っているか？
- 7. 基礎の根入れは 30cm 以上か？（塀の高さが 1.2m 超の場合）



※ご不明な点については、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ・申請先】宝達志水町地域整備課 TEL 0767-29-8160 Fax 0767-29-4251

E-mail seibi-k@town.hodatsushimizu.lg.jp